

KOBE AI Summer Festival 2025（案）企画運営業務委託にかかる公募要領

1. 業務の名称

KOBE AI Summer Festival 2025（案）企画運営業務

2. 業務の目的

本業務は、AI を現在学んでいる、AI に関心がある、AI の可能性を伝えることで AI 活用の可能性が開ける学生を対象に AI・デジタルに関する理解を深め、学習機会への接続を推進することを目的として、イベントを開催するものである。

3. 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 9 月 30 日

4. 業務内容

別紙、業務委託仕様書による

5. 委託予定額(上限)

3,000,000 円（税込み）

6. 応募資格

単体もしくは複数の事業者等により構成される共同体を代表する者。

(1) 単体の場合

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 当該委託業務に関する業務目標の達成、計画の遂行及び業務の継続的な実施に必要な組織、人員、設備等を有していること。
- ② 企業、民間団体等、本業務に関する委託契約を神戸市との間で直接契約等できる団体であること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ⑥ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑦ 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等、「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと。
- ⑧ データ処理その他情報処理を行うときには、この契約の履行に関し「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」（いずれも神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。

(2) 複数の事業者等により構成される共同体を代表する者の場合は

構成員すべてが、事業開始時点で上記①～⑧に掲げる要件をすべて満たしていること。

7. 業務履行にあたっての留意事項

本業務の履行にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 常に本市担当職員との連携を密にして業務にあたるものとする。

- (2) 業務の進捗状況については、本市担当職員の指示により適宜報告するものとする。
(3) 業務委託仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と十分に協議するものとする。

8. 選定スケジュール

公募要領の公表	: 令和7年5月1日(木)
参加申請関係書類・質問票	: 令和7年5月19日(月)17時まで
提案提出期限	: 令和7年5月23日(金)17時まで
事業者選考会	: 令和7年5月26日(月)(予定)
選定結果通知	: 令和7年5月末(予定)
契約締結	: 令和7年6月2日(月)(予定)

9. 応募手続きに関する事項

(1) 参加申請関係書類の提出

- ① 受付期間 令和7年5月1日(木)から令和7年5月19日(月) 17時まで
- ② 提出方法 本要領13に記載のEメールアドレスにデータで提出すること。
- ③ 提出書類 提案申請書(様式1)

(2) 質問の受付

- ① 受付期間 令和7年5月1日(木)から令和7年5月19日(月) 17時まで
- ② 質問方法 質問事項を本要領13に記載のEメールアドレスに送付すること。なお、電話等による質問は受け付けない。
- ③ 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。なお、質問者の氏名は公表しない。
- ④ その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

10. 提出書類に関する事項

- (1) 受付期間 令和7年5月1日(木)から令和7年5月23日(金) 17時まで
- (2) 提出方法 本要領13に記載のEメールアドレスにデータで提出すること。
- (3) 企画提案書(様式の定めはないが、下記の事項については必ず記載してください。なお、下記以外の事項についての提案については場合によっては審査上の加点事項とする。)
 - ・提案書には企業名または企業が特定できるロゴ等を記載しないこと。
 - ・提案書の分量はA4版20ページ以内(表紙・目次を除く/A3は2ページ分換算)とする。

I 事業実施提案

- ① 本事業実施に当たっての全体コンセプト
- ② 全体スケジュール案
- ③ 事業内容
 - ・イベント運営体制
 - ・広報、集客手法
 - ・会場運営手法
 - ・メディア広報戦略

II 業務を遂行するための体制

III 同種業務の実績

- (4) 企業、団体等の概要がわかる資料(設立趣旨、事業内容)を添付すること。
- (5) 見積額調書(様式2)及びその明細書(様式自由)を提出すること。
- (6) 共同企業体結成届出書(様式3)を提出すること。

※ (6) の共同企業体結成届出書は共同企業体での参加を希望する場合のみ提出すること。

1 1. 事業者の選定方法

- (1) 提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション審査を原則対面により、令和 7 年 5 月 26 日 (月) (予定) に三宮ビル東館内で実施する予定である。詳細は参加申請者に別途通知する。
- (2) 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。
- (3) 事業者選定にあたっては、提案事業者名を伏せた上で、提案内容について神戸市職員が評価を行い選定する。評点については、各審査員の採点による点数が高い順に、審査員ごとに順位点を 1 位は 1 点、2 位は 2 点と付け、順位点の合計が最も少ない提案者を契約の相手方の候補者とする。なお、開封しなかった見積額調書については、提案事業者へ返却する。
- (4) 各審査員の合計点の平均が最も高い応募者が複数あった場合は、内容点のうち「業務の手法・内容・体制が優れていること」の項目における各審査員の採点の合計点が高い提案者を上位とする。
- (5) 評価の視点は以下のとおり (参照：別紙採点表)。
 - ① 事業の趣旨を十分に理解できていること【10%】
 - ② 業務の手法・内容・体制が優れていること【60%】
 - ③ 委託業務管理上、本市の必要とする措置を適切に遂行できること【20%】
 - ④ 地元企業であること【10%】(複数の事業者等により構成される共同体の場合は地元企業の割合に応じて評価する)
- (6) 契約に当たっては、業務委託予定者との協議により、契約内容や支払い方法等について決定する。なお、候補者の辞退や協議が整わない場合は、評点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する場合がある。
- (6) 提案事業者が 1 社であった場合には、評点が 6 割以上であれば業務委託予定者とする。

1 2. その他

- (1) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず、返却しない。なお、提出書類や選定結果 (不採用となった企業等の名称・審査結果を含む) は神戸市情報公開条例に基づき情報公開の対象となることを了承のうえ提出すること。
- (2) 提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となるため、実現が確約されることを表明すること。採用決定後であっても、契約段階において表明した内容に大幅な変更がある場合には、次点の提案者と契約を締結する場合がある。また、提案書に虚偽の記載をしたものは、当該業務の提案書を無効とする。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、提出者に無断で使用することはない。
- (5) 本件に関する問い合わせは、下記 13 で受け付ける。
- (7) 審査結果について、本市ホームページ上に公表するとともに、応募者全員に結果を通知する。ただし、審査の内容等に関する問い合わせは受け付けない。

1 3. 問い合わせ・提案書送付先

住所 〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 7 階
神戸市経済観光局 新産業創造課 担当：薮崎、尾野
電話 078-984-0293
FAX 078-984-0299

電子メールアドレス shinsangyosozo@city.kobe.lg.jp

(以上)